

## 大学連携キャリア教育センター（C-Campus）利用規定

（趣 旨）

第1条 大学連携キャリア教育センター（以下 C-Campus）は、平成 20 年度に文部科学省 戦略的大学連携支援事業認定プロジェクトに参加した連携 6 大学が本連携取組事業の核として設置したもので、この規定は、その利用について必要な事項を定めるものである。

（使用者の範囲）

第2条 利用者は原則として連携 6 大学の学生・教職員および南大阪地域大学コンソーシアムの関係者（以下、両者を「利用者」という）とする。

（使用遵守義務）

第3条 C-Campus の利用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- （1） C-Campus 施設の利用者は学生証、職員証等の身分証明証（6 大学の関係者であることが証明できるもの）を携行し、身分証の提示を求められた場合は速やかに提示する。
- （2） C-Campus の利用者のうち、連携 6 大学の学生にあたるものについては、利用時に所定の手続きをとるものとする。
- （3） 管理人の指示に従い、本規定第 1 条の趣旨に従うよう心がけること。
- （4） 施設・設備・什器等は大切に使用し、使用後は整理・整頓・清掃を行い、清潔の保持に努めるよう心がける。
- （5） 館内での飲食については、飲物及び軽食のみ認める。
- （6） その他不測の事故（特に火災、盗難等）の防止に努め、事故があるときは、最善を尽くして処理をすること

（休館日）

第4条 開館時間および休館日は次のとおりとする。

- （1） 開館時間 午前 10 時から午後 6 時まで
- （2） 休 館 日 土曜日、日曜日、祝祭日、お盆休み、年末年始  
他、センター長が特に認めた日

（使用の制限）

第5条 施設の改修等その他やむを得ない事情が生じたときは、施設の一時閉鎖、使用時間及び使用人員等の制限・取消等を行うことがある。

（使用許可の取消）

第6条 次の各号に該当する場合は使用許可を取り消す場合がある。

- (1) 騒音または放歌等他の利用者の迷惑となる行為をしたとき。
- (2) 施設・設備・什器等を故意に破損させたとき
- (3) C-Campus 内の備品等を許可無く、所定の場所から持ち出したとき
- (4) 使用許可の条件または指示に従わないとき
- (5) その他ビル管理者が定める別紙館内規則に違反する行為、又は係員の指示に正当な理由なく従わないとき

(現状回復の義務)

第7条 利用者は、故意または重大な過失により設備を破損、紛失した場合は、これを現状に回復し、またこれに要する経費を負担しなければならない。

(その他)

第8条 C-Campus 内で事件・事故その他によって生じた利用者の損害に関して、管理者に起因責任がある場合を除き、その管理責任は問わない。

第9条 この利用規定は、適宜変更することがある。

付則 この規定は平成 21 年 4 月 1 日から施行する